

一般社団法人日本ウォータージェット学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ウォータージェット学会（以下、「本会」とする。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会はウォータージェット技術関係者もしくはこれに興味を持つ技術者、研究者等の情報交換の場とし、ウォータージェット技術に関する理論とその応用の研究調査を行い、その成果を広く内外に発表し、あわせてウォータージェット技術の研究の連絡を促進し、もって学術文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 ウォータージェット技術に関する基礎理論およびその応用の研究。
- 2 ウォータージェット技術に関する研究の普及および連絡。
- 3 論文報告、研究報告および資料等を含む会誌の刊行。
- 4 講演会、講習会、見学会および研究会の開催。
- 5 ウォータージェット技術に関する研究の奨励ならびに表彰。
- 6 ウォータージェット技術に関する調査研究の受託ならびに技術指導。
- 7 海外関係機関に関する事項。
- 8 その他本会の目的を達成するために必要な事項。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員 次の資格の一つをそなえ、会費年額 7,000 円を納める個人または会費年額 60,000 円を納める法人もしくは団体。

ウォータージェット技術について学識または経験のあること。

ウォータージェット技術に密接な関係または興味を有すること。

その他常任理事会において入会を適切と認める者。

(2) 学生会員 大学(大学院・短期を含む)、工業高等専門学校、高等学校およびこれに準ずる学校に在学し、ウォータージェット技術について興味のある者で、会費年額 3,000 円を納める者。

(3) 賛助会員 本会の事業を援助し、会費年額 30,000 円を納める者または公的機関たる法人もしくは団体。

(4) 名誉会員および永年会員 ウォータージェット技術の発達に関し功労のあった者のうちから総会の決議をもって推薦する者。会費は免除する。

2 前項の会員のうち正会員、賛助会員、名誉会員および永年会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、常任理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、正会員、学生会員、賛助会員は定款において定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、常任理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪

失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を長期にわたって履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章 総 会

(構成)

第 1 1 条 総会は、すべての正会員、賛助会員、名誉会員および永年会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 1 2 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 常任理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常任理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 1 3 条 総会は、定時総会として事業年度終了後 2 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 1 4 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、常任理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員、賛助会員、名誉会員および永年会員の総数の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員、賛助会員、名誉会員および永年会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 1 5 条 総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は会議のつど会員の互選で定める。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員、賛助会員、名誉会員および永年会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、正会員、賛助会員、名誉会員および永年会員の総数の議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員、賛助会員、名誉会員および永年会員が出席し、出席した当該正会員、賛助会員、名誉会員および永年会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員、賛助会員、名誉会員および永年会員の総数の半数以上であって、正会員、賛助会員、名誉会員および永年会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 常任理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。常任理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び選出された議事録署名人名 2 名が署名押印しなければならない。

第 5 章 役 員

(役員の設置)

第 19 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 常任理事 3 名以上 25 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 常任理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長とする。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 本条第 1 項の常任理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の理事とする。

(役員の選任)

第 2 0 条 常任理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、常任理事会の決議によって常任理事の中から選定する。

(常任理事の職務及び権限)

第 2 1 条 常任理事は、常任理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、この職務を代行する。

4 会長及び副会長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を常任理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 2 2 条 監事は、常任理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、常任理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 2 3 条 常任理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された常任理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 常任理事又は監事は、第 1 9 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお常任理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 2 4 条 常任理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 2 5 条 常任理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第26条 本会は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、常任理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 常任理事会

(構成)

第27条 本会に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、すべての常任理事をもって構成する。

3 本条第1項の常任理事会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の理事会とする。

(権限)

第28条 常任理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 常任理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第29条 常任理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が常任理事会を招集する。

(決議)

第30条 常任理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する常任理事を除く常任理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、常任理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 常任理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事務局

(事務局)

第32条 本会の事務を処理するために職員をおく事ができる。職員は、会長が任免する。職員は、有給とする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、常任理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、常任理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第38条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第39条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第41条 本会の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第42条 本会の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	清水 誠二
設立時理事	祖山 均
設立時理事	小林 幸雄
設立時理事	時岡 誠剛
設立時理事	木田橋 勉
設立時理事	岡村 雄樹

設立時理事 齋藤 誠
設立時理事 谷倉 泉
設立時監事 小林 正博
設立時監事 半田 啓二

(設立時会長及び副会長)

第 4 3 条 本会の設立時会長及び設立時副会長は、次のとおりである。

設立時会長 清水 誠二

設立時副会長 祖山 均

設立時副会長 小林 幸雄

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 4 4 条 本会の設立時の社員の氏名又は名称は、次のとおりである。

清水 誠二

祖山 均

小林 幸雄

(法令の準拠)

第 4 5 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本ウォータージェット学会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士谷口咲は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 22 年 6 月 16 日

設立時社員 清 水 誠 二

設立時社員 祖 山 均

設立時社員 小 林 幸 雄

上記設立時社員 3 名の定款作成代理人

東京都中央区京橋一丁目 1 4 番 6 号

司法書士 谷口 咲